

阿波市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1 目的

阿波市では、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭や妊産婦の家庭などを対象に、その家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止するため、家事及び育児における必要な支援を行う事業を令和8年度から実施します。ついては、本事業の受託事業者を募集します。

2 業務内容等

(1) 業務の名称

阿波市子育て世帯訪問支援事業委託業務

(2) 業務の概要

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える保護者及び妊産婦等がいる家庭、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児における必要な支援を行います。

(3) 業務の仕様

別添「阿波市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

(1) 法人格を有すること

(2) 次のいずれかに該当すること

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている事業者

ウ 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、本事業の適切な運営が確保できると認められる事業者

(3) 阿波市内に活動拠点となる事業所があり、当該事業所での事業開始から3年以上の実績を有している者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者又はこれらの申立

てがなされた場合であって、裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けている者

- (6) 阿波市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、役員就任や経営関連している事業者でないこと
- (7) 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）に基づく指名停止措置の対象となっていないこと
- (8) 市税等の滞納がないこと
- (9) 応募する事業者又は事業者が運営する施設について、申請日から過去3年間において、法令に基づく改善命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと
- (10) 応募する事業者の代表者及び役員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがないこと

※契約の締結日前までに、応募資格（4）から（7）の要件を満たさなくなった場合は失格とします。

4 委託料の額

委託料は、単価契約（実績払）とし、各項目の単価は次のとおりとします。なお、利用者負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とします（第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税）。

項目	単価
訪問支援員派遣料 （※利用者負担額が生じる場合は、その額が単価から差し引かれます。）	1時間当たり 3,000円 （1回当たりの訪問に1時間未満の端数がある場合、30分未満は切り下げとし、30分以上は1時間に切り上げる。）
交通費	訪問回数1回当たり 1,860円
事務費・管理費	訪問世帯1月当たり 1,500円
連絡なくキャンセルの場合	利用者から事前の連絡がなく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や利用者世帯からの応答がない場合、訪問支援員がキャンセル理由や世帯状況の聴取、住環境の視認等を行い、本市へ報告する。 1日当たり 3,000円

5 応募書類

次の①から⑩の各書類について、その記載順にA4サイズのフラットファイル等に綴じ、各々の書類にインデックス等を貼り付けた仕切り紙を挿入するなど、整理した上で1部を提出してください。

なお、応募をしようとする事業者が、阿波市入札参加有資格業者名簿（物品）に登録されている者である場合、⑧から⑩の各書類については省略を可とします。

- ① 阿波市子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第1号）
 - ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
 - ③ 事業者の概要（様式第3号）
 - ④ 阿波市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員予定者名簿（様式第4号）
 - ⑤ サービス事業者指定書の写し
 - ※「3 応募資格」（2）のア又はイに該当する事業者のみ
 - ⑥ 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援業務の履行実績がわかる書類（業務案内、業務報告書、契約書の写し等）
 - ※「3 応募資格」（2）のウに該当する事業者のみ
 - ⑦ 定款、寄附行為又はこれに類する書類
 - ⑧ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（写し可）
 - ⑨ 印鑑証明書（写し可）
 - ⑩ 完納証明書（写し可）
 - ア 阿波市税の納税証明書
 - イ 県税（法人事業税、法人県民税）の納税証明書
 - ウ 国税の納税証明書（その3の3）
- ※各種証明書類は、申請日を含め3か月以内に発行されたものに限ります。
※阿波市入札参加有資格業者名簿（物品）については、令和8年4月及び5月は令和7年度名簿、令和8年6月以降は令和8年度名簿とします。

6 応募書類等の提出方法

(1) 提出期間

随時受付

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、事業の実施に十分な事業者が確保でき次第、募集を終了します。

(2) 提出方法

直接持参又は郵送により提出

※直接持参の場合は、担当課に事前連絡し来庁日時を調整してください。

※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 連絡先及び応募書類提出先（担当課）

阿波市健康福祉部 子育て支援課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

電話：0883-36-6813（直通）

E-mail アドレス：kosodate@awa.i-tokushima.jp

7 応募の辞退

書類提出後に応募を辞退する場合は、担当課にその旨連絡し、阿波市子育て世帯訪問支援事業登録事業者応募辞退届（様式第5号）を提出してください。

8 登録審査及び契約

提出された書類に基づき、事業者を審査の上、阿波市子育て世帯訪問支援事業登録事業者決定・却下通知書（様式第6号）により結果を通知します。なお、事業を適切に実施できると本市が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印の上、指定の期日までに担当課あてに提出してください。

9 登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があった場合は、阿波市子育て世帯訪問支援事業登録事業者変更届（様式第7号）を速やかに提出してください。

10 失格等

次のいずれかに該当する場合は失格、取消し又は契約解除をすることがあります。また、該当していることが判明した場合も同様とします。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募に際して不正行為があった場合
- (4) 受託業務の実施に関し、不適切な行為があった場合
- (5) 受託業務を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本市との適切な連絡体制を確保できなくなった場合

11 その他

- (1) 提出された応募書類は、審査結果にかかわらず返却しません。
- (2) 応募書類の作成等の応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- (3) 当該事業は、あくまで事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ずサービスの提供を約束するものではありません。